

令和元年 10 月 24 日

認定事業体の長 様

公益社団法人 新潟県農林公社 林政部長

令和 2 年度の企画提案型利用間伐等促進事業の実施について

日頃より、当公社分収林事業の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

標記事業については、降雪前のプロット調査を充実して、事業の確実な実施を図りたいので、別添のとおり公社造林第 10 次 5 ヶ年計画による利用間伐事業実施対象団地を公表します。

つきましては、別紙様式 2「令和 2 年度事業参加申込書」及び「利用間伐事業計画実施希望調査書」を 12 月 20 日までに提出をご検討お願いします。

なお、次年度事業予算の関係もあり、事業箇所を制限する場合もあることを留意されますとともに、正式な事業説明は例年どおり 3 月に開催し、皆様からの企画提案書の提出期限は 4 月末を考えています。《早期（前年度 3 月中）契約実施希望者は企画提案書の提出期限は 2 月末とします。》

ご不明の点が、ありましたら情報提供しますので、よろしく申し上げます。

記

添付資料

- ・ 企画提案型利用間伐等促進事業に係る特記仕様書
- ・ 企画提案書募集に関する質疑書及び図面等請求書（別紙様式 1）
- ・ 令和 2 年度事業参加申込書（別紙様式 2）
- ・ 利用間伐事業計画実施希望調査書

※農林公社ホームページを参照

- ・ 公社造林第 10 次 5 ヶ年計画による利用間伐事業実施対象団地
- ・ 公社団地植栽年度別面積

担当：森林・林業課長 藤井正彦 電話：025-285-7711 E-mail: rinsei@niigata-nourin.jp
--

1. 企画提案書募集に関する質問の受付・函面請求及び回答期間

- (1) 受付先 新潟市中央区新光町 15-2
新潟県農林公社 森林・林業課 藤井
E-mail : rinsei@niigata-nourin.jp
TEL 025-285-7711
FAX 025-285-5070
- (2) 受付期間 令和1年10月28日～12月20日
- (3) 受付方法 FAX (A4、別紙様式1) 及び電子データ
- (4) 回答期間 令和1年10月28日～12月20日
- (5) 回答 FAX または電子データにて行う。

2. 令和2年度事業参加申込書

及び利用間伐事業計画実施希望調査書提出期限

- (1) 提出場所 1の(1)に同じ
- (2) 提出期限 令和1年12月20日 午後5時15分必着
- (3) 申込方法 FAX (A4、別紙様式2)

公社分収林事業の利用間伐事業に係る特記仕様書

公社分収林事業である企画提案型利用間伐等促進事業等の利用間伐事業においては、公益社団法人新潟県農林公社造林事業請負作業標準仕様書によるものの他、この特記仕様書によるものとする。

第1 利用間伐

1. 施業基準は公社造林第10次5カ年計画に定めるところによる。
2. 上記の他、樹冠長率、形状比等により密度管理が必要な団地とする。
3. 伐採に当たっては、残存木を損傷することのないように十分留意するとともに、処理については、残存木の生育及び管理を妨げることのないよう留意する。
4. 伐採木の選定に当たっては、伐採前にビニールテープ等で選木状況が分かるように示し、監督員の指示を得なければならない。

第2 森林作業道開設基準及び路網密度

1. 森林作業道の作設基準は、新潟県森林作業道開設基準による。
2. 主に車両系システム（緩斜面地形）による集材作業は、路網密度（既設路網を含む）150m～200m/haを目安とする（プロセッサ、ウインチ、グラップル、フォワーダ）。
また、路網間隔は収穫予想樹高の2倍以上とする。
3. 架線系システム（急峻な地形）による集材は、路網密度（既設路網を含む）100m/ha程度とする（スイングヤーダ、ウインチ、プロセッサ、フォワーダ等）。
なお、列状間伐を行なって集材する場合は、この第3項を適用する。

第3 造材・立木の販売

1. A、B材を造材する場合は、直近の市場動向を調査し有利販売できるよう努めること。
2. 元口の処理に当たっては、商品価値が下がらないよう留意すること。
3. 原則として山土場で検知するが、C材等これによりがたい場合は、トン数から材積を求めること。
4. 伐採した木材は、事業年度内に自社買取りを含め処理を完了すること。

第4 地域住民等への情報提供と公衆災害の防止

1. 施工者は、重機の搬入、搬出及び木材の搬出に当たっては、予めその作業の概要を施工付近の住民の方々に情報提供するとともに、その協力を求めなければならない。
2. 施工者は、運搬事業者と連絡を密にし、公衆災害の防止に努めなければならない。